



目 次	ページ
告 示	
◎公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び告示の廃止 (食品・衛生課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の退職 ( " )	2
高知県公営企業局告示	
◎告示 (病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額)の一部改正	2
高知県教育委員会公告	
○高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の募集 (教育委員会事務局生涯学習課)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (3件) (警察本部会計課)	3
正 誤	
◎正誤 (平25・5・28付け 告示ほか)	4

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第628号**  
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令 (昭和32年厚生省令第38号) 第2条の規定に基づき、公衆浴場 (高知県公衆浴場法施行条例 (昭和25年高知県条例第34号) 第2条第2項に規定するその他の公衆浴場及び高知市公衆浴場における配置及び衛生措置等の基準に関する条例 (平成24年高知市条例第40号) 第2条

第2項第2号に規定するその他の公衆浴場を除く。)の入浴料金の価格を次のとおり定め、平成26年12月1日から施行し、平成20年6月高知県告示第420号 (公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び告示の廃止) は、平成26年11月30日限り廃止する。  
平成26年11月21日

高知県知事 尾崎 正直  
公衆浴場入浴料金の統制額

区分	金額
12歳以上の者	400円
6歳以上12歳未満の者	150円
6歳未満の者	60円

**高知県告示第629号**  
医療機関について、次のとおり生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。  
平成26年11月21日

高知県知事 尾崎 正直  
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
どんぐり歯科 香南市野市町西野227番1 平26・10・1

**高知県告示第630号**  
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。  
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。  
平成26年11月21日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称  
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- (2) 届出者の住所  
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) m a c 瀬戸店  
高知市横浜450番4ほか

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲590番地2

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年7月12日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,302.317平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
43台  
イ 駐輪場の収容台数  
45台  
ウ 荷さばき施設の面積  
40.0平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
20.0立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後12時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌日の午前零時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後7時まで
- 2 届出年月日  
平成26年11月11日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容
- 高知県告示第631号**  
漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項におい

て準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成26年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分  
窪津漁業協同組合の地区  
小型合併漁業

高知県告示第632号

越知町長から平成26年9月高知県告示第534号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年11月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字ゴミノ上1720番2から 安芸市奈比賀字ゴミノ上1720番1まで	前	3.1	20
		3.9	
安芸市奈比賀字宮ノ西339番から 安芸市奈比賀字ゴミノ上1720番1まで	後	3.0	648
		14.0	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町小池土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成26年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	森本 郁夫	安芸郡東洋町河内1018
〃	原田 四郎	〃 〃 〃 185

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、東洋町小池土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成26年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
松原 範幸	安芸郡東洋町河内 329
桑山 兵介	〃 〃 〃 1009
手島 善宏	〃 〃 〃 1020
西内 政男	〃 〃 〃 141-1
松本 隆彦	〃 〃 〃 1067-1
高島 正裕	〃 〃 〃 308-1
小池 隆幸	〃 〃 〃 139
伊達 紀子	〃 〃 〃 284
前田 敏行	〃 〃 〃 1091
原田 素士	〃 〃 〃 1052
原田 壹二	〃 〃 〃 245
手島伊三夫	〃 〃 〃 1035
徳村 真一	〃 〃 〃 1064

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第3号

平成19年4月高知県公営企業局告示第7号（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成26年11月25日から施行する。

平成26年11月21日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

3の表中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

教 育 委 員 会 告 告

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成26年11月21日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

- (1) 施設の名称  
高知県立塩見記念青少年プラザ（以下「青少年プラザ」という。）
- (2) 施設の場所  
高知市小津町6番4号
- (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

- (1) 青少年プラザの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 青少年プラザの許可施設の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
- (3) 青少年プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 青少年プラザの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、青少年プラザの利用において、青少年の平等利用を確保し、青少年プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年プラザの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。  
ア 2の業務に係る事業計画書  
イ 2の業務に係る収支予算書  
ウ 2の業務に係る管理代行料提案書  
エ 定款、規約その他これらに類する書類  
オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）  
カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類  
キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する

書類

(2) 募集期間は、平成26年11月21日（金）から同年12月5日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年12月5日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) 現地説明会を平成26年11月28日（金）に開催する予定（参加を希望するものがない場合は、開催しない。）であるので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。

(4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/>）からも入手することができる。

(6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他  
高知県教育委員会は、指定管理者と青少年プラザの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-0850  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県教育委員会事務局生涯学習課  
電話番号088-821-4745  
ファクシミリ番号088-821-4505

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年11月21日  
高知県警察本部長 國枝 治男

1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
電子署名生成装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30

3 落札者を決定した日  
平成26年9月19日

4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号

5 落札金額  
月額 927,720円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日  
平成26年8月8日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年11月21日  
高知県警察本部長 國枝 治男

1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量  
免許台帳ファイリングシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年9月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額  
月額 656,640円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年11月21日  
高知県警察本部長 國枝 治男

1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
免許台帳ファイリングシステム接続装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30

3 落札者を決定した日  
平成26年10月1日

4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額  
月額 576,936円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日  
平成26年8月22日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・5・28	9544	◎告示	8	左 (21~22)	高知県須崎土木事務所	須崎土木事務所
平25・12・27	号外57	◎告示	1	左 (38~39)	高知県幡多土木事務所	幡多土木事務所
平26・7・29	9661	◎告示	1	左 (22~23)	高知県安芸土木事務所	安芸土木事務所
平26・9・16	9674	◎告示	1	中 (25~26)	高知県幡多土木事務所	幡多土木事務所
平26・10・7	9680	◎告示	1	左 (43~44)	高知県須崎土木事務所	須崎土木事務所
平26・10・21	号外53	◎告示	1	右 (8~9)	高知県幡多土木事務所	幡多土木事務所